

JFM

Japan Finance Organization
for Municipalities

金融で 地方財政を支え 地域の 未来を拓く



Message

理事長挨拶



全ての地方公共団体に
寄り添いながら
経営理念に基づいた
事業を推進していきます。

 地方公共団体金融機構
理事長

佐藤 文俊

令和2年8月1日に地方公共団体金融機構の理事長に就任致しました。

当機構は、政策金融改革の中、地方共同の資金調達機能の必要性を地方公共団体が強く認識し、地方分権の趣旨も踏まえ、地方共同法人として平成20年に設立されました。以来、安定的な経営を維持し、地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通するという主たる任務を着実に果たしてきたと考えております。

現在は、設立10周年を契機に策定した新たな経営理念(「地方の政策ニーズへの積極的な対応」、「資本市場における確固たる信認の強化」、「強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保」)及び新たなキャッチフレーズ(「金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く」)に基づき、事業を展開しています。

融資業務においては、必要となる機構資金の総額を確保することに加え、地方の政策ニーズが高い事業に対応すべく、過疎対策事業等に貸付対象事業を拡大しています。

資金調達業務では、資本市場におけるSDGsへの関心が高まる中、本年2月に、機構としてはじめてのグリーンボンドをユーロ市場で発行しました。

地方支援業務についても、先進事例検索システムや財政分析チャートOctagonの開発等、支援ツールの充実や、大学や専門機関等との連携による調査研究の充実に取り組んでいます。

また、公庫債権金利変動準備金について、地方創生をはじめ地方公共団体が取り組むべき課題の財源として活用するため、これまでに2.7兆円を国に帰属させてきましたが、更に令和2年度からの5年間に2,300億円を森林整備の促進に活用することとしています。

地方公共団体は本格的な人口減少社会を迎える中、地方創生の推進、少子高齢化対策、インフラの老朽化対策、大規模・激甚化する自然災害への対応など、様々な行政課題に直面しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界経済に甚大な影響を与え、我々の生活や社会のあり方に変革をもたらそうとしています。

地方の政策ニーズを適切に把握し、機構自身の信用力に直結する課題でもある地方公共団体の健全な財政運営に貢献できるよう、これまで積み上げてきた市場からの信認や機構のノウハウを更に高め、努力を重ねて参りますので、引き続きの皆様のご協力、ご支援を宜しくお願い申し上げます。



JFMとは、Japan Finance Organization for Municipalities の略称です。

当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」「安心感」「信頼感」を象徴する3つのブロックが集まり、1つの円を形作ること、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。また、地方公共団体(Local Government)の「公」と「L」の文字に由来する内部の「三角形」から、外に向かって放射状に線が延びることで、地方公共団体及び当機構の未来に向けた飛躍を表現しています。

- ◎長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
- ◎地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
- ◎地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」

経営理念

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

1 地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

2 資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

3 強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

About JFM

地方公共団体金融機構について

JFMの事業

地方公共団体に対する長期・低利な資金の貸付け

資本市場から資金を調達し、地方公共団体が行う公共施設の整備や上下水道等の公営企業に対し、長期かつ低利の資金の貸付けをしています。

貸付けの種類

一般貸付 JFMが地方公共団体に対して行う貸付け

長期貸付

起債同意(許可)を得た事業に、機構資金を長期債として融資。

同意・許可前貸付

起債同意等予定額が決定された事業に対して、機構資金を「長期貸付」が行われるまでの間のつなぎ資金として融資。

短期貸付

各会計ごとの歳計現金の一時的不足を補うための資金として機構資金を融資。

受託貸付

株式会社日本政策金融公庫からJFMが委託を受けて行う貸付け

公有林整備事業

地方公共団体が行う公有林整備事業を対象に融資。

草地開発事業

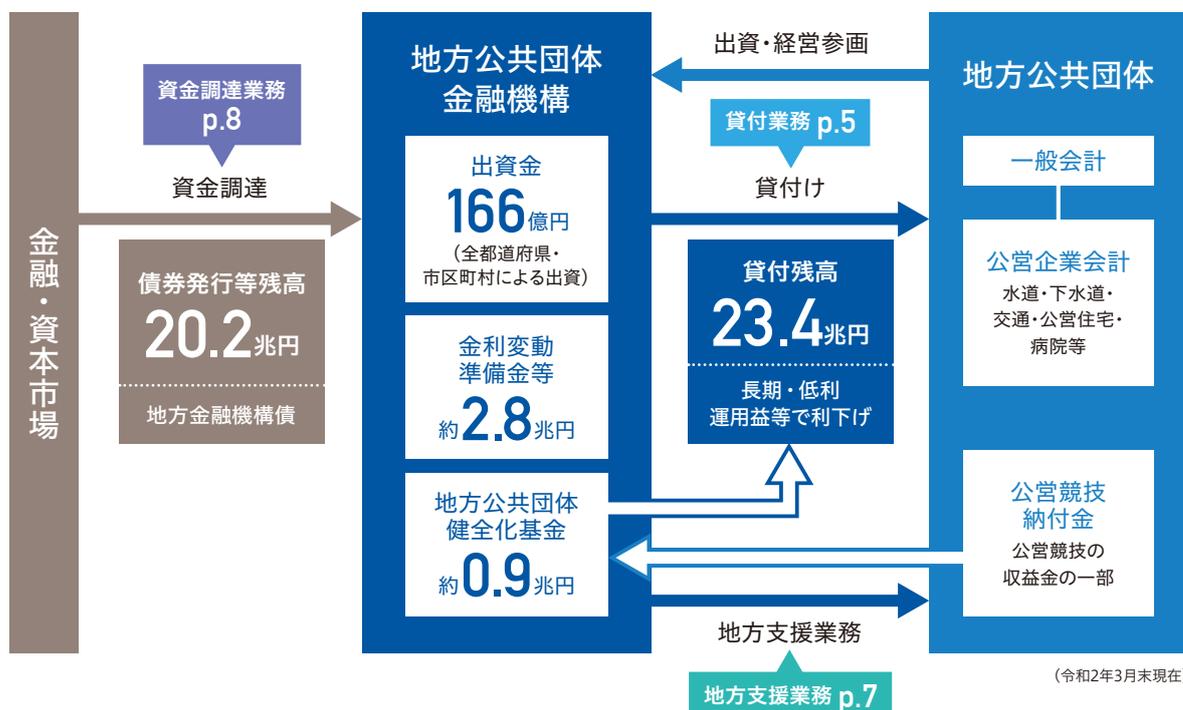
地方公共団体が行う草地開発事業を対象に融資。

充実した財務基盤

JFMは、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行っていることから、金利変動リスクを負っていますが、金利変動準備金を設けて対応しています。

また、公営競技(競馬・競輪・オートレース・競艇)の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益等を活用して地方公共団体への貸付けについて利下げを行っています。

JFMの基本的な仕組み

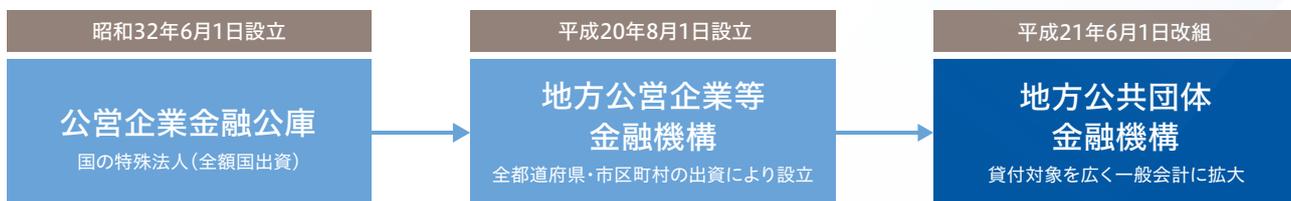


JFMの信頼性

全ての地方公共団体の出資による地方共同法人

JFMは、法律の規定に基づき、地方公共団体が自ら設立した「地方共同法人」です。

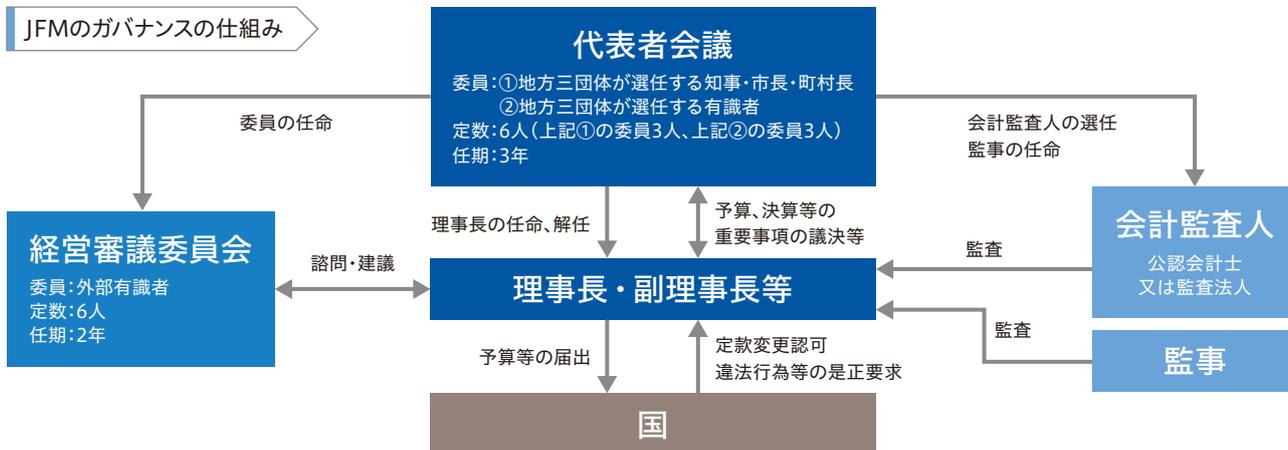
JFMの沿革



強固なガバナンス

地方公共団体の代表者等で構成される代表者会議を最高意思決定機関とするとともに、外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や、会計監査人による監査等により、責任あるガバナンスが確保されています。

JFMのガバナンスの仕組み



市場の信認

JFMの貸付先は地方公共団体(国又は都道府県の同意・許可がある場合に限る)のみであり、これまで貸倒れ(デフォルト)は1件も発生していません。また、仮に機構が解散する場合は、地方公共団体が債務弁済義務を負う旨法律に規定されており、債券の償還確実性が担保されています(地方公共団体金融機構法第52条第1項)。

地方公共団体金融機構債は、S&Pグローバルレーティング(S&P)、ムーディーズ・ジャパン(Moody's)及び格付投資情報センター(R&I)から国債と同等の格付を取得しています。

地方への還元(地方創生への貢献)

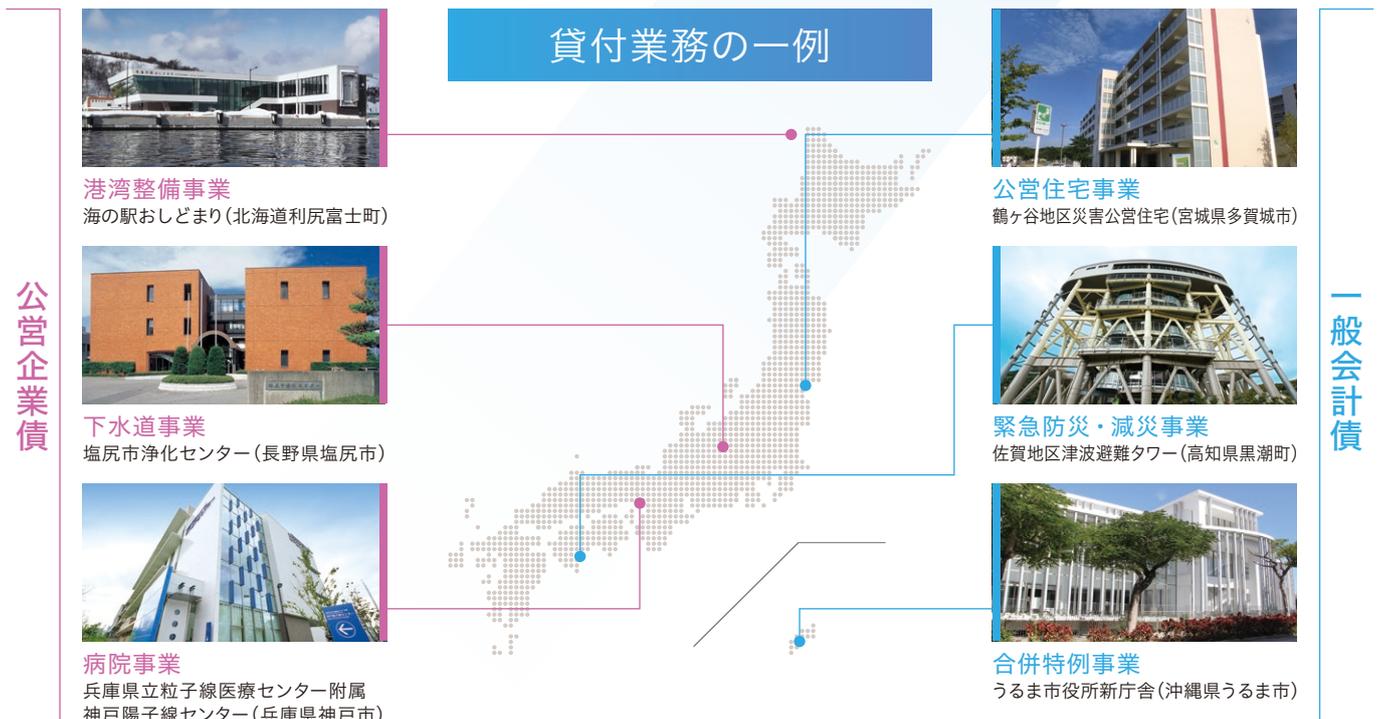
地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、令和元年度までに公庫債権金利変動準備金のうち総額で約2兆7,000億円を国庫納付しており、その全額がまち・ひと・しごと創生事業費を中心とした地方交付税等の財源として活用されています。

貸付業務

長期かつ低利な資金を地方公共団体に融資しています。

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債について、長期かつ低利の資金を融通し、地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与します。

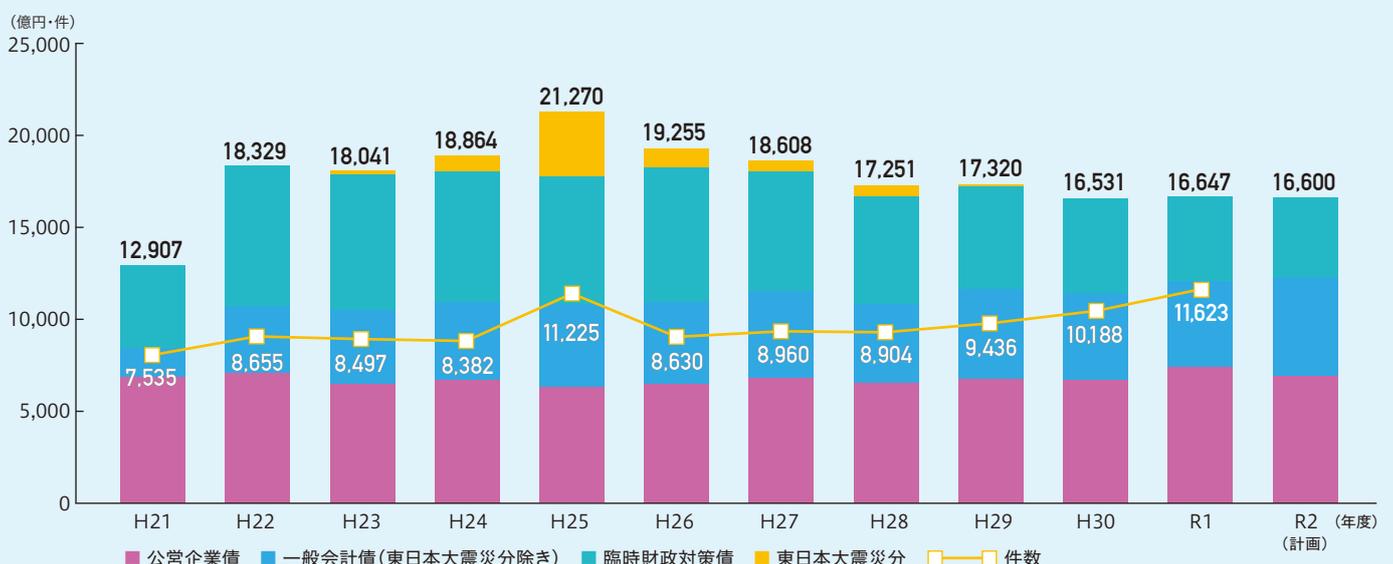
また、地方単独事業のうち政策的に対応する必要がある大きい事業や住民生活に密着した公営企業等、さらには地域活性化の観点等、地方の視点から重要な政策分野、東日本大震災等大規模災害に関連する事業を支援します。



貸付実績の推移

POINT

令和2年度の貸付計画は、地方債計画における機構資金計上額を踏まえ、約1.7兆円を計上しています。



最長40年に及ぶ長期の貸付け

令和2年度における主な貸付対象の償還期限は、次のとおりです。

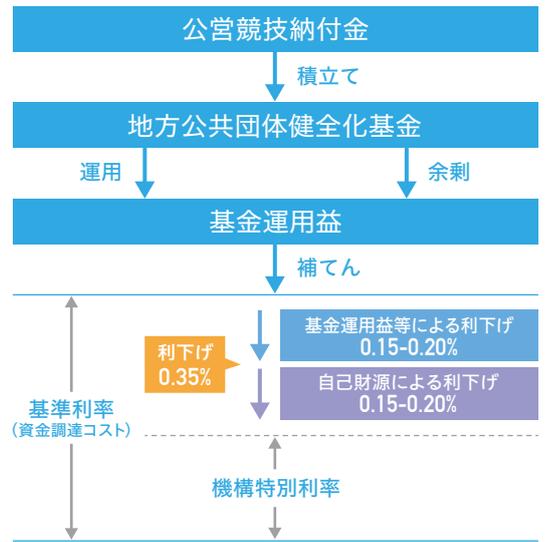
貸付対象事業		令和2年度同意(許可)債				
		固定金利		利率見直し ^{※1}		
		償還期限	据置期間	償還期限	据置期間	
一般会計債	公共事業等 ^{※2}	25	5	25	5	
	公営住宅事業	25	5	25	5	
	教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	25	3	25	3
		社会福祉施設整備事業	25	3	25	3
		一般廃棄物処理事業	20	3	20	3
	一般単独事業	一般事業 ^{※2}	30	5	30	5
		地域活性化事業	30	5	30	5
		防災対策事業	30	5	30	5
		地方道路等整備事業	20	5	20	5
		緊急防災・減災事業	30	5	30	5
		公共施設等適正管理推進事業	30	5	30	5
		緊急自然災害防止対策事業	30	5	30	5
	過疎対策事業	30	5	40	5	
臨時財政対策債	都道府県・政令指定都市	—	—	30	3	
	市町村	—	—	20	3	
公営企業債	水道事業	30	5	40	5	
	工業用水道事業	30	5	40	5	
	交通事業 ^{※2}	30	5	40	5	
	電気事業 ^{※2}	30	5	30	5	
	ガス事業	25	5	25	5	
	港湾整備事業 ^{※2}	30	5	40	5	
	病院事業 ^{※2}	30	5	30	5	
	市場事業	30	5	40	5	
	と畜場事業	30	5	30	5	
	下水道事業	30	5	40	5	

※1 利率見直しは、借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後、30年後の見直し(ただし、臨時財政対策債については、借入後5年ごと、10年ごとの見直し)となります。
 ※2 当該事業のうち、償還期限及び据置期間については、それぞれ最も長い事業について記載しています。

公営競技納付金等による低利の貸付け

資金調達コストに見合う貸付利率を基準利率として設定し、政策課題に応じて基準利率を引き下げた貸付利率を機構特別利率として設定しています。現在、ほとんどの事業について機構特別利率が適用されています。機構特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益等及び自己財源により賄われています。

なお、公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技(競馬・競輪・オートレース・競艇)の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるものです。

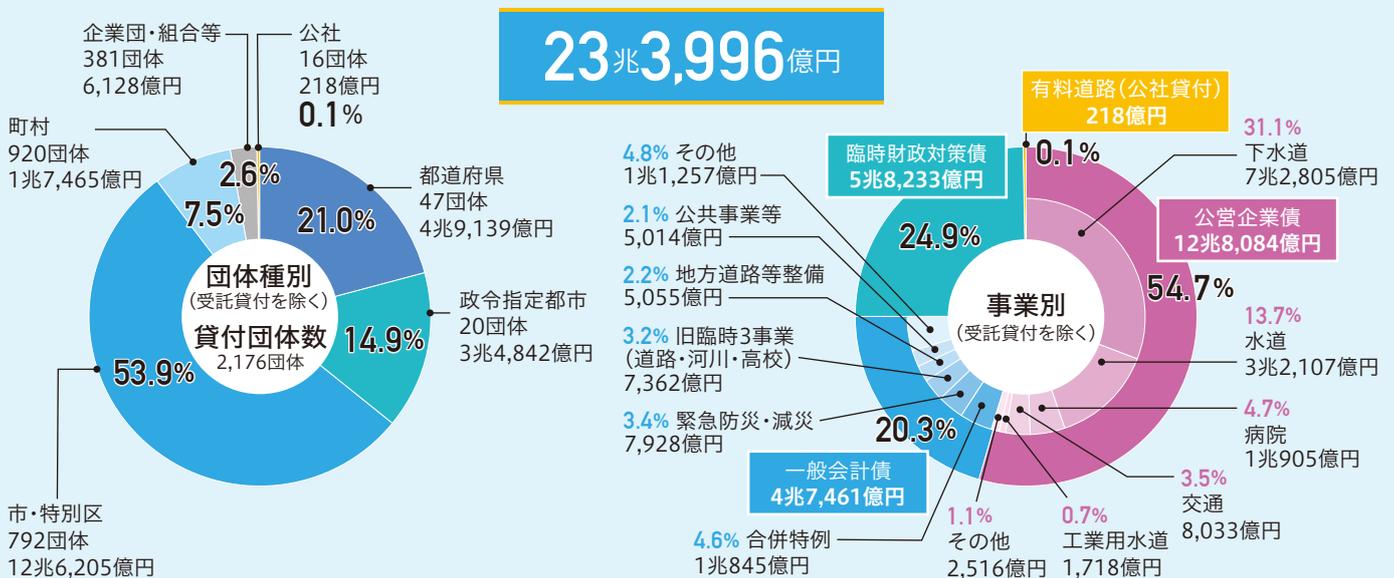


※ 機構特別利率は、同一償還条件の財政融資資金の利率を下限としています。
 ※ 港湾整備、観光施設、産業廃棄物処理事業への貸付けは基準利率により行っています。

貸付残高 (令和元年度末)

POINT

令和元年度末における貸付残高は約23.4兆円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の31.1%を占め、ついで臨時財政対策債24.9%、水道事業13.7%の順となっています。



※四捨五入により計が一致しないことがあります。

地方支援業務

地方公共団体が抱える課題の解決に向け、 多彩な支援を実施しています。

地方公共団体のニーズに合わせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の良き相談相手として、その期待に幅広く応えていきます。

調査研究

地方公共団体の財政運営や地域金融、諸外国の地方財政制度等に関する総合的な研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援・情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元します。

[令和元年・2年度の調査研究テーマ] ◎大規模災害後の地方公共団体の財政運営

人材育成・実務支援

地方公共団体のニーズ・課題に応える支援業務を展開しています。

地方支援業務メニュー	
セミナー	地方公共団体にとって関心の高いテーマを題材としたセミナーを開催 ◎JFM地方財政セミナー ◎JFM地方公営企業セミナー
集合研修	資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の研修会を実施 ◎資金調達入門研修 ◎資金運用入門研修
宿泊型研修	全国市町村国際文化研修所(JIAM)及び市町村職員中央研修所(JAMP)との共催による宿泊型研修を実施
出前講座	地方公共団体に機構職員や外部有識者等を講師として派遣し、その団体の要望に応じたテーマで講義を実施
専門家派遣	都道府県が主催する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣 ◎地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定の支援 ◎地方公会計制度に係る活用・運用の支援
財政運営や資金調達等に係る実務支援	地方公共団体が抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を実施

情報発信

資金調達など財政運営の健全性を確保する上で、参考となる情報をホームページ、広報誌等で発信しています。

◎先進事例検索システム ◎財政分析チャート「Octagon」

◎お役立ち情報(調査研究・実務テキスト・学習用テキスト・Eラーニング・主要経済指標一覧)

資金調達業務

地方公共団体に長期・低利の融資を行うため、市場から安定的に資金を調達しています。

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本としながら、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行、長期借入も併せて行います。また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、政府保証債を発行します。

令和2年度資金調達計画（見直し後）（令和2年7月16日現在）

地方金融機構債	
1 公募債	
債券の種類	年間発行予定額（億円）
国内債	10,415
10年債 ^{※1}	2,900
20年債	1,350
5年債	200
30年債	400
FLIP債 ^{※2}	5,565
国外債 ^{※3}	3,670
フレックス枠 ^{※4}	1,315
計	15,400

2 地方公務員共済組合連合会等 ^{※5} の引受けによる債券	
債券の種類	年間発行予定額（億円）
10年債	2,600
20年債	2,750
計	5,350

長期借入	
年間発行予定額（億円）	750

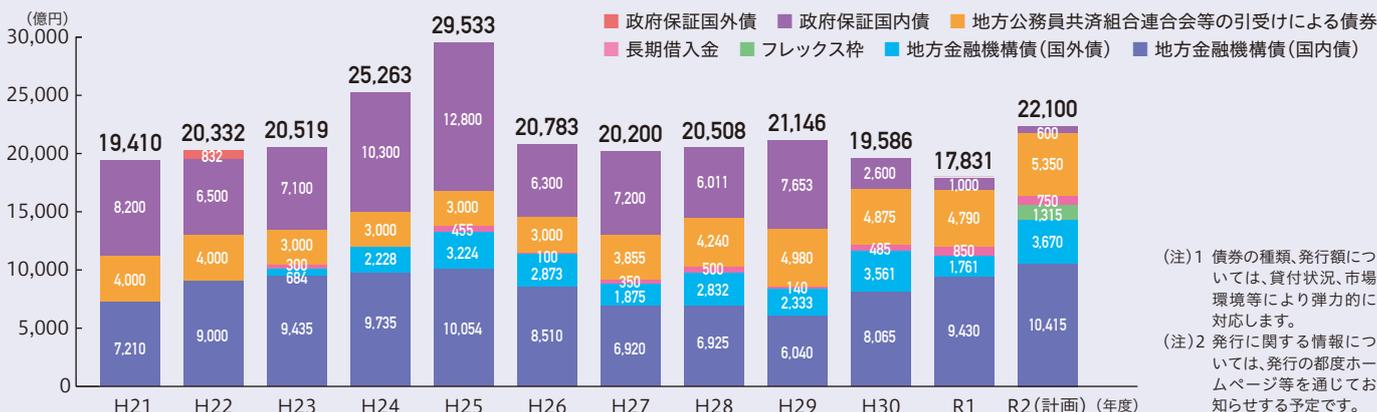
政府保証債	
債券の種類	年間発行予定額（億円）
4年債	600

- ※1: 10年債については、原則毎月発行する予定です。
- ※2: FLIP(Flexible Issuance Program)債とは、投資家ニーズに応じて年限や発行額を設定して発行する機構独自の債券です。
- ※3: 国外債は、MTNプログラム(多様な発行条件で機動的な債券発行を可能とするプログラム)に基づいて発行する債券です。
- ※4: フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用します。
- ※5: 地方公務員共済組合連合会等とは、地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会を指します。

資金調達額の推移

POINT

機関が発行する債券(国債除く)としては、現時点において国内最大クラスの発行額です。



- (注)1 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。
- (注)2 発行に関する情報については、発行の都度ホームページ等を通じてお知らせする予定です。

業務拡充・改善事例

地方公共団体の皆さまの声を受け止め 業務を拡充・改善しています。

JFMでは、地方公共団体に寄り添い、各地域が抱える政策ニーズに応える事業を展開するため、地方公共団体のご意見・ご要望を積極的に受け入れています。

実際に皆さまからいただいた声をもとに、業務の拡充・改善に努めています。

地方公共団体からの声を受け、JFMの業務を拡充・改善した事例

	地方公共団体からの声	JFMの業務の拡充、改善				
貸付業務	機構資金の償還期限を施設の耐用年数並みに延ばしてほしい。	以下の事業の償還期限を延長 (H31 同意等債から) <table border="1"> <tr> <td>学校教育施設等整備事業 (幼稚園その他の学校施設等) 社会福祉整備事業</td> <td>一般廃棄物処理事業</td> </tr> <tr> <td>20年 → 25年</td> <td>15年 → 20年</td> </tr> </table>	学校教育施設等整備事業 (幼稚園その他の学校施設等) 社会福祉整備事業	一般廃棄物処理事業	20年 → 25年	15年 → 20年
	学校教育施設等整備事業 (幼稚園その他の学校施設等) 社会福祉整備事業	一般廃棄物処理事業				
	20年 → 25年	15年 → 20年				
過疎対策事業債について、長期資金である機構資金の対象事業を拡大してほしい。	◎機構資金の対象事業を全事業に拡充 (R2 同意等債から)					
借入申込書類の作成に時間を要する。効率化してほしい	◎借入申込手続きのWeb化を実施 (H30.10～)					
地方支援業務	他団体の先進的な取組事例を知りたい	◎先進事例検索システムの運用開始 (H31.2～) ◎取組事例を追加 (随時) PICK UP 1				
	自団体の財政状況や課題を視覚的に把握し、経年や他団体との比較も行いたい。	◎財政分析チャート「Octagon」を作成し、公表 (H31.4～) ◎「Octagon」の機能強化 (自動表示、経年・他団体比較機能等の追加) (R2 実施予定) PICK UP 2				
資金調達業務	10年ラダー運用を行っているが、一部の年限が不足しているため、穴埋めしたい	◎多様な年限 (定例債:5、10、20、30年) の債券及び投資家の指定する年限の債券 (FLIP債) を発行				
	債券発行の予定が早めにわかると資金の運用計画を立てやすい	◎四半期ごとに、債券の発行予定及び販売窓口となる債券会社をあらかじめ公表				



皆さまからのご意見をお待ちしています！

JFMに対するご意見・ご要望をメールにてお寄せください。メールアドレス: goiken@jfm.go.jp

PICK UP
1

地方公共団体の先進的な取組事例を検索可能

先進事例検索システム

財政運営や公営企業の経営などに関する先進的な取組事例を検索・参照できます。具体的な取組内容までを掲載し、情報収集をサポートします。

POINT

- 財政運営や地方公営企業における広域化・民間活用の事例、第三セクターにおける経営健全化に向けた取組事例など、地方公共団体の関心の高いテーマに関する先進事例をデータベース化
- 800件超の事例が登録されており、今後も随時更新
- JFMのホームページから検索サイトにアクセスして、検索したいキーワードや絞り込みたい団体属性などを入力するだけで、簡単に利用可能

1 絞り込み&フリーワード検索機能で簡単にアクセス

800件超の事例が以下の8分野に分類

行政改革

第三セクター

公営企業

公共施設管理

公会計

中長期財政運営

地域活性化

AI・RPA活用

任意の検索条件

- 公表年度 ※1
- 団体の属性 ※2
- 団体名 ※3
- 事例区分(大) ※4

行政改革
行政におけるAI・RPA活用による省力化
第三セクター
地域活性化
公営企業
公共施設管理
公会計
中長期財政運営

2 各事例の詳細情報を閲覧

富山駅乗場の廃止について

富山県企画経営推進課

富山県は、富山駅乗場の廃止は、一般行政業務の効率化を図り、駅構内から駅前地区に誘致する効果的な施策として、積極的な推進を図る。駅構内から駅前地区に富山駅乗場を誘致し、駅前地区に商業施設を整備する。その結果、駅前地区を中高層ビルに高層ビルを建設し、駅構内から駅前地区に商業施設の誘致を図る。駅構内から駅前地区に商業施設の誘致を図る。駅構内から駅前地区に商業施設の誘致を図る。

水産・事例25

水産庁 水産資源管理課

水産資源管理課

水産資源管理課

病院・事例14

富山県立総合医療センター

富山県立総合医療センター

富山県立総合医療センター

PICK UP
2

市町村の財政運営・財政状況の分析をサポート

財政分析チャート「Octagon」

主要経費・基金残高などの偏差値レーダーチャートが作成できます。偏差値により他団体の平均と比較でき、財政状況の特徴や課題の発見にもつながります。

POINT

- 主要経費(人件費、扶助費等)や基金残高など8項目がチャートで表示され、他団体と比較した財政状況の特徴や課題などを把握可能
※他団体との比較=市(政令市除く)グループ、町村グループの2つのグループでの平均との比較
- JFMのホームページからエクセルシートをダウンロードし、データを10件入力するだけで分析結果を表示
- 「Octagon」を活用した出前講座も実施中

10件のデータを入力すると、自動的にチャートを表示

1 決算情報をエクセルに入力

平成30年度・都市	金額(千円)
標準財政規模	10,000,000
人件費	3,700,000
物件費	1,900,000
扶助費	3,200,000
繰出金	2,260,000
補助費等	800,000
元金償還	2,300,000
地方債残高	22,500,000
財調・減債基金残高	580,000
(財政調整基金)	400,000
(減債基金残高)	180,000

2 レーダーチャートが完成、これをもとに課題を発見



お問い合わせ先

経営企画部

秘書役室	TEL:03-3539-2629	秘書/人事/職員の育成
企画課	TEL:03-3539-2674	経営企画/予算等総括/ALMの企画、広報
リスク管理統括課	TEL:03-3539-2675	統合的リスク管理/ALMの運営

管理部

庶務課	TEL:03-3539-2664	給与・福利厚生/法令審査
経理課	TEL:03-3539-2683	予算/決算/公営競技納付金/経理/出納/外部監査
システム管理室	TEL:03-3539-2669	システム管理

資金部

資金課	TEL:03-3539-2696	資金調達/IR
資金管理課	TEL:03-3539-2695	資金運用管理

融資部

融資課	TEL:03-3539-2823	資金貸付の総括・企画/貸付業務(公営企業の地方債)
融資管理課	TEL:03-3539-2843	貸付業務(融資課の所掌に属するものを除く)/貸付債権管理業務/受託受付業務

地方支援部

調査企画課	TEL:03-3539-2676	地方支援の企画立案/調査研究
ファイナンス支援課	TEL:03-3539-2677	地方支援の実務
審査室	TEL:03-3539-2853	融資審査/与信管理
検査役	TEL:03-3539-2663	内部監査/財務報告に係る内部統制



公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所 提供



交通案内

都営地下鉄三田線「内幸町」下車(A7)徒歩2分/東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」下車(B2)徒歩4分
東京メトロ千代田線「霞ヶ関」下車(C3)徒歩3分/東京メトロ千代田線「日比谷」下車(A14)徒歩3分
JR線「新橋」下車徒歩8分、または「有楽町」下車徒歩12分



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館
地方公共団体金融機構ホームページ <http://www.jfm.go.jp/>

